

一般社団法人日本F I Dバスケットボール連盟  
ドーピング防止規程

第1章 総 則

第1条（目 的）

本規程は、一般社団法人日本F I Dバスケットボール連盟（以下「本連盟」という）の基本規程第115条に基づき、世界ドーピング防止規程、日本ドーピング防止規程及び国際知的障がい者スポーツ連盟ドーピング防止規程に対応するためドーピング防止規程を定める。

第2条（ドーピングの禁止）

本連盟は選手の健康を保持するとともに、試合の公平な実施を確保するため、ドーピングを禁止し、ドーピング検査を実施する。

第3条（公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構）

本連盟は、前条のドーピング検査を実施するため、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（以下「J A D A」という。）に加盟し、ドーピング検査を委託する。

第4条（責 任）

本連盟は世界ドーピング防止機構（以下「WADA」という）の規程（以下「WADA規程」という）、J A D Aの規程（以下「J A D A規程」という）及び国際知的障がい者スポーツ協会（以下、「V i r t u s」という）の、WADAによる承認を受けたドーピング防止規程（以下「V i r t u s規程」という）に基づき、ドーピング・コントロールの開始、実施に対する責任を担う。

第5条（役 割）

本連盟はWADA規程に基づき、以下の役割及び責任等を担うものとする。

- (1) 本連盟のドーピング防止方針及び規則がWADA規程、J A D A規程及びV i r t u s規程に準拠すること
- (2) J A D Aの自治を尊重し、その運営上の決定及び活動を妨げないこと
- (3) J A D Aと協力すること
- (4) 本連盟に加盟する団体（以下「加盟団体」という。）に対し、アンチ・ドーピング規則違反を示唆する、又は当該違反に関連するいかなる情報もJ A D A及びV i r t u sに報告すること、及びドーピング検査を行う権限を有する全てのアンチ・ドーピング機関が行うドーピング捜査に協力することを要求すること
- (5) V i r t u sと協力すること
- (6) 本連盟が主催する競技会、又は活動においてコーチ、トレーナー、マネージャー、チームスタッフ、公式役職員、医師又は医療従事者として参加する各サポートスタッフに（以下「全てのサポートスタッフ」という）対してWADA規程、J A D A規程及びV i r t u s規程に準拠するアンチ・ドーピング規則及び結果の管理を所轄するアンチ・ドーピング機関に従うことに同意することを、当該参加の要件とし

て要求すること

- (7) 加盟団体に対し、加盟団体又はその下部組織により承認され又は組織される競技会、又は活動において全てのサポートスタッフとして参加する者に対してWADA規程、JADA規程及びVirtus規程に準拠するアンチ・ドーピング規則及び結果の管理を所轄するアンチ・ドーピング機関に従うことに同意することを、当該参加の要件として要求する規則を定めることを要求すること
- (8) 全てのサポートスタッフ又はその他の人が各ドーピング事件に関与しているか否かのドーピング捜査を含む自己の管轄内における全てのアンチ・ドーピング規則違反の可能性を積極的に追求すること
- (9) 本連盟に登録している競技者に対し、日本代表選手団の一員として国際大会に参加するための条件として、国際大会の開催日の1年前から、要求された検体採取を受け、正確な最新の居場所情報をJADAに対し定期的に提出するよう義務付けること
- (10) WADA規程、JADA規程、Virtus規程に違反した競技者又は競技者支援要員（バスケットボール競技に関わる指導者、トレーナー、監督、代理人、チームスタッフ、公式役職員、医師、医療従事者、親等）に対し、資格停止期間中、本連盟が主催する事業への参加は認めないこととする
- (11) アンチ・ドーピング教育を推進すること（加盟団体に対しJADAと協力してアンチ・ドーピング教育を行うよう求めることを含む）
- (12) 障がい特性によって服薬しているものについては、事前に本連盟のスポーツ医科学委員会宛に申請させ、管理すること

## 第6条（対象）

この規程において、対象となる者は、次のとおりとする。

- 1 本連盟の定款第5条に規定する正会員、賛助会員、名誉会員、同第24条に規定する理事・監事、基本規程第32、33、34各条及び第35条に規定する委員会委員、同17条に規定する名誉役員、上記以外で本連盟会長が委嘱をした者。
- 2 本連盟諸制度に基づく連盟登録団体及び登録選手、役員、審判。
- 3 前2項に定義した個人及び団体を合わせて役職員登録メンバー等という。

## 第2章 義務

### 第7条（競技者）

競技者は、以下の義務を負うものとする。

- (1) 適用されるドーピング防止方針及び規則を理解し、遵守すること
- (2) 検体採取にいつでも応じること
- (3) アンチ・ドーピングと関連して、自己が摂取し、使用するものに責任をもつこと
- (4) 医療従事者に、禁止物質及び禁止方法を使用してはならないという自己の義務を伝え、自己に施される治療が、自己に適用されるアンチ・ドーピング規範及び規則に違反しないことを確認する責任をもつこと
- (5) 日本代表選手団の一員として国際大会に参加するための条件として、JADAもしくはVirtusから要求があったときは、国際大会の開催日の1年前から要求された検体採取を受け、正確な最新の居場所情報をJADAに対し定期的に提出すること

- (6) 障がい特性によって服薬しているものについては、事前に本連盟のスポーツ医科学委員会宛に申請すること

#### 第8条（全てのサポートスタッフ）

全てのサポートスタッフは、以下の義務を負うものとする。

- (1) 自らに又は支援する競技者に適用されるドーピング防止方針及び規則を理解し、遵守すること
- (2) 競技者の検査プログラムに協力すること
- (3) 競技者の価値観及び行動に対する自己の影響力を行使しドーピング防止の姿勢を育成すること
- (4) 正当な理由なくして、いかなる禁止物質又は禁止方法も使用しないこと

### 第3章 検査

#### 第9条（検査）

本連盟はWADA規程、JADA規程、Virtus規程に従いドーピング防止機関（WADA、JADA、Virtus、国際パラリンピック委員会等）が行う検査の分析結果を承認する。

### 第4章 違反

#### 第10条（違反）

- 1 ドーピング防止規則違反を犯したか否かを判断するために、WADA規程の第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第6条及び第17条が、JADA規程の第2条、第3条、第4条、第5条、第6条及び第16条が適用される。
- 2 本連盟は、全てのドーピング防止機関による、人がドーピング防止規則違反を犯したとの決定を理事会で承認し、かつ尊重する。ただし、その認定がWADA規程、JADA規程、Virtus規程に準拠し、関連団体の権限に基づく場合に限る。

### 第5章 制裁

#### 第11条（制裁）

ドーピング防止規則違反に対し、制裁措置が適用される。

#### 第12条（制裁内容）

ドーピング防止規則違反を犯したと認定された人は、制裁措置の期間、日本代表スタッフ、選手又はその選考の資格、並びに、本連盟で役職に就く資格を失う。

#### 第13条（過去）

本連盟は、違反が1回目か2回目かを判断するにあたり、いかなるドーピング防止機関によって課された以前の制裁措置をも承認する。

#### 第14条（懲戒措置手続）

ドーピング防止規則違反が問われる全ての事件は、WADA規程、JADA規程、Virtus規程に準拠して判断され、WADA規程、JADA規程、Virtus規程の条項に従って、認定がなされ、不服申立がなされるものとする。

#### 第15条（通知）

本規程に基づいて制裁措置が課せられた場合には、本連盟は課せられた制裁措置の詳細を下記宛に送付する。

- (1) 公益財団法人日本パラリンピック委員会
- (2) WADA規程及びJADA規程の各第14条14.1に基づき、通知を受ける権利を有する者
- (3) Virtus
- (4) JADA
- (5) 本連盟が通知を必要と考えるその他の人

#### 第16条（不服申立て）

不服申立てについては、JADA規程第13条の規定に従うものとする。

#### 第17条（取り消し）

ドーピング防止規則違反を犯したとして記録された者が後日、当該ドーピング防止規則違反を犯していないことが判明した場合、又はその他の誤りがスポーツ仲裁裁判所「CAS」、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構「JSA」又はドーピング防止機関により明らかになった場合、本連盟はドーピング防止規則違反及びそのドーピング防止規則違反の結果として課せられた制裁措置を取り消すものとし、本規程第14条により制裁措置が課された旨通知された全ての人に対し、そのことを報告するものとする。

#### 第18条（啓発）

本連盟は、次のような事項について、IDバスケットボール関係者等に対し、講習会・研修会等を通じて周知徹底する。

- (1) 適用される全てのアンチ・ドーピング規範及び規則を理解し、遵守すること
- (2) 競技能力を高めるためにドーピングを行うことは、フェアプレーの精神に反するばかりではなく、競技者の健康を害するものであり、絶対に行わないこと
- (3) 本人にドーピングを行った意識がなくても、摂取した薬品などによっては、ドーピングの対象薬物が含まれている場合もあるため、競技者及び指導者は、ドーピングに関する知識を十分に深めること
- (4) 麻薬や覚せい剤等薬物の使用は、法令に違反する反社会的な行為のみならず、使用した人間の人格をも破壊するものであり、いかなる目的であっても絶対に使用しないこと

### 第6章 附 則

#### 第19条（解釈）

本規程はWADA規程、JADA規程、Virtus規程に従い解釈されるものとする。

第20条（改 廃）

この規程は理事会決議により改廃を行う。

本規程の改廃は、理事会の議決によることとする。

第21条（施 行）

この規程は、平成31年（2019年）1月1日から施行する。

令和2年（2020年）10月14日改正